

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第四節 猟区

(猟区の認可)

第六十八条 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域(以下「猟区」という。)における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、同項の規程(以下「猟区管理規程」という。)に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 猟区の名称

二 区域

三 存続期間

四 専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲等を目的とする猟区(以下この節において「放鳥獣猟区」という。)にあっては、その旨及び放鳥獣をする狩猟鳥獣の種類

五 その他政令で定める事項

3 猟区の存続期間は、十年を超えることができない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獣の捕獲等の調整の必要の有無、第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に及ぼす影響の程度その他の事情を考慮して、これをしなければならない。

(土地の権利者の同意)

第六十九条 前条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、猟区における狩猟の管理について当該区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

(認可の公示)

第七十条 都道府県知事は、第六十八条第一項の規定による認可をするときは、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を公示しなければならない。

2 第六十八条第一項の規定による認可を受けて猟区を設定した者(以下「猟区設定者」という。)は、その猟区の認可を受けたときは、環境省令で定めるところにより、その猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(猟区管理規程の変更等)

第七十一条 猟区設定者は、猟区管理規程を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は猟区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 猟区設定者は、猟区管理規程のうち政令で定める軽微な事項を変更した場合は、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条第一項の規定は、第一項の規定による変更及び廃止について準用する。この場合において、同項の規定による廃止については、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び廃止に係る区域」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)

第七十二条 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。

- 2 第七十条第一項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。

(猟区の管理)

第七十三条 国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。

- 2 前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。
- 3 第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、当該事務に要する費用を負担しなければならない。
- 4 受託者は、猟区内において狩猟をしようとする者から、その費用に充てるべき金額を徴収し、その収入とすることができる。

(猟区に係る特例)

第七十四条 猟区においては、猟区設定者の承認を得なければ、狩猟又は第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等をしてはならない。

- 2 放鳥獣猟区においては、当該放鳥獣猟区に放鳥獣された狩猟鳥獣以外について狩猟をしてはならない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令

(猟区管理規程の記載事項)

第三条 法第六十八条第二項第五号の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 猟区設定者の事務所の位置
- 二 入猟申込みの手続
- 三 入猟承認の基準
- 四 入猟承認の通知方法
- 五 入猟承認料及びその納付の方法
- 六 入猟承認証に関する事項
- 七 入猟者の守るべき条件
- 八 その他猟区の維持管理に関する事項であって環境省令で定めるもの

(猟区管理規程の変更等)

第四条 猟区設定者は、法第七十一条第一項の規定により都道府県知事の認可を受けようとするときは、猟区管理規程の変更の内容及びその理由又は猟区の廃止の理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(猟区設定手続)

第七十二条 法第六十八条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、猟区管理規程、猟区の区域及び位置を示す二万五千分の一以上の地形図、法第六十九条の同意を証する書面並びに猟区設定に関する予算を記載した書面を添え、これを都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 猟区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積並びにその土地及び水面における鳥獣の生息状況並びに猟区の維持管理に関する事務を委託する場合にあってはその旨
 - 二 設定する日が属する登録年度及び翌登録年度における狩猟鳥獣の保護施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事業計画
 - 三 一狩猟期間(法第十一条第二項の規定により限定されている場合又は法第十四条第二項の規定により延長されている場合は、その期間)の月別の入猟者(狩猟者登録に係る狩猟免許の種類別)及び捕獲等をされる鳥獣の種類別の見込数
- 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 3 猟区における狩猟の停止に係る法第六十八条第一項の認可の申請は、その事由を記載した書面を都道府県知事に提出して行うものとする。

(猟区に係る公示事項)

第七十三条 法第七十条第一項の環境省令で定める事項は、猟区設定者の名称、事務所の位置及び入猟承認料とする。

- 2 都道府県知事は、法第七十条第一項に規定する事項に変更があったときは、その変更の内容を公示するものとする。

(猟区の標識)

第七十四条 法第七十条第二項の猟区の標識は、様式第二十のとおりとする。

(猟区管理規程)

第七十五条 [令第三条第八号](#)の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項
- 二 狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項
- 三 狩猟を禁止する区域の指定に関する事項
- 四 捕獲等の数の制限に関する事項
- 五 猟法又は猟具の制限に関する事項
- 六 猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項

(猟区の事業の報告等)

第七十六条 猟区設定者は、毎登録年度終了後三十日以内に、当該登録年度における次に掲げる事項を記載した猟区の成績報告書に、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する当該登録年度の事業報告書並びに翌登録年度の事業計画書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開猟日数
 - 二 入猟申込者数及び入猟者数
 - 三 鳥獣の種類別の捕獲等の数
- 2 猟区設定者は、法第七十三条第一項又は第二項の規定により猟区の維持管理に関する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。